

独立行政法人国立健康・栄養研究所
について

独立行政法人国立健康・栄養研究所の概要

1. 沿革

- 大正 9年 9月 栄養研究所の設立
- 昭和13年 1月 厚生省創設に伴い、所管が内務省から厚生省に移管
- 22年 5月 国立栄養研究所に改称
- 23年 3月 新宿区戸山町(旧陸軍軍医学校庁舎)に移転
- 平成元年10月 国立健康・栄養研究所に改称
- 4年10月 厚生省戸山研究庁舎へ移転
- 13年4月 独立行政法人化
- 18年4月 非特定独立行政法人化

2. 所在地 新宿区戸山1-23-1

- ## 3. 人員 48名(平成22年4月1日現在)
- 役員 4名(理事長、理事、監事(非常勤))
 - 常勤職員 44名

4. 予算 739百万円(平成22年度運営費交付金)

5. 業務

- 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。
- 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
- 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
- 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 健康増進法第10条第2項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施 に関する事務を行うこと。
- 健康増進法第26条第3項(同法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第26条第1項の規定による許可又は同法第29条第1項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。
- 健康増進法第27条第5項(同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

1 調査研究

国民の「健康づくり」には、科学的根拠に基づいて行われることが必要。
政策運営に必要な知見を形成。

※ 公的な研究機関であることを前提に、各企業や大学、研究者、自治体等の協力も得ながら実施。
学術的関心や採算性等にかかわらず、政策上必要な知見を形成。民間だけではできない分野を対応

健康研の論文引用は、全研究開発法人中、第1位(内閣府総合科学技術会議報告)

1 運動と食事による生活習慣病予防

生活習慣病対策の基礎

- 運動や日常の活動による生活習慣病予防・効果の研究
- 遺伝や食事が生活習慣病に及ぼす影響の研究 など

主な研究実績(例)

- 日本人の40%が持っている糖尿病になりやすい遺伝子を明らかにした。
⇒ 個人の遺伝上の特性に応じた糖尿病治療や予防が可能に。将来的には医療の現場でも活用へ。

2 食生活と健康の関係

健康な食生活(栄養)の基礎

- 栄養成分の健康への影響の評価、その評価の手法の開発や改良 など

主な研究実績(例)

- 妊婦が水銀の取りすぎにならないような魚の種類と量(キンメダイやクロマグロ は80g/週程度まで)を明らかにした。
⇒ 妊婦の方々にも警告。食事摂取のガイドラインにも反映。母子保健のアドバイスにも。
- 魚の脂肪酸の成分(血液をサラサラにする効果)について発見
⇒ 食生活を改善する上での自治体での保健指導等に活用。

3 健康食品の安全性・有効性に関する研究

健康食品の適切な活用

- 「健康食品」成分の安全性等に関する研究
- 「健康食品」に関する安全性情報等の収集と発信 など

主な研究実績(例)

- 大豆食品の摂取と運動(1週間3回のウォーキング)の相乗効果により、中高年男女の骨粗鬆症と肥満を予防できることを明らかにした。
⇒ 「運動基準」に活用
- 「健康食品」による健康被害情報を発信(平成19年110件、20年149件、21年167件)し健康被害の防止に努めた。
⇒ アクセス件数(305万件(H21年度))

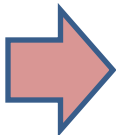
これら研究は



- 「特定保健指導」(肥満の方への食事や運動などのアドバイス)に活用
- 「食事摂取基準」や「運動基準」に活用
(例: 年齢・性別・仕事ごとの推奨される運動量や望ましい食事・栄養の摂取量など)
- 「健康日本21」(肥満防止など健康づくりの国民運動)に活用
- 健康食品の成分の安全性・効果などを提示
(⇒ 有害事案が発生した場合には、国際研究で情報収集。国民に提示 (例: 中国減肥食品の事案))

国民の健康づくりの基本となる標準(ナショナルスタンダード)の提示

今後は



研究成果を外部評価しながら、重点化して運営

2 健康増進法に基づく業務

1. 国民健康・栄養調査の企画・分析業務

国民の栄養・食事摂取の実態把握 ⇒ 健康づくり対策の基礎に

- 国民の食事や栄養摂取の状況等に関する実態の把握(企画・分析・検証・改良)
- 都道府県調査員への調査法の指導・研修

これら業務は



- ・国民の栄養・食事摂取等の実態を示す国内唯一の調査。(健康づくり対策の基礎に)
- ・当研究所の研究ノウハウを生かして正確性の確保に寄与
⇒ このデータは、国民の「食事摂取のあり方」などに関する各種基準の基礎に活用。
食品添加物や残留農薬などの食品安全値の設定、病院食や給食の献立等にも活用。

栄養・食事の実態を示す国の根本データ

今後は



委託可能な業務はできるだけ委託し、効率的に運営

2. 特別用途食品の表示許可等に係る試験業務

※ 消費者庁所管分野

- 特別用途食品(トクホ食品(健康増進の効果を表示した食品)など)の成分分析(新規の成分など民間では実施困難な成分等)
- 標準的な検査方法の確立
- 栄養表示がなされた食品が表示どおりか、行政が回収したものを検査 (99件(H20))

これら業務は



有害事案が発生した場合にはその検証も実施(検査ノウハウと一体)
新規成分の情報収集や国民への情報提供も実施

安全で有効な健康食品の普及、食の安全・安心

今後は



- 民間検査への移行促進の観点から、検査法の標準化に重点的に取り組む。
- コストに見合った手数料水準に是正

3 栄養情報担当者(NR)制度

NR: Nutritional Representative

「健康食品」に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的に、平成14年12月に「栄養情報担当者」(NR)認定制度を発足。

民間団体による資格の乱立
民間団体からの認定等について要請
薬事・食品衛生審議会の提言 (H13. 2)

・養成講座の質の担保(養成講座の指定・カリキュラムの策定等)
・資格者(アドバイザースタッフ)のフォローアップ

国立健康・栄養研究所

認定

受験料: 20,000円
合格率: 51.3%
(受験者7,978人)

(独)国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者(NR)
平成16年6月～認定試験の実施 平成21年7月末現在 4,093名

一般消費者に対し「健康食品」
にかかる正確な情報の提供

いわゆる健康食品による健康被害を防止し、国民の食の安全・安心確保に寄与

今後は

研究所の関わり方を抜本的に見直し

(既認定者への調査など、他のアドバイザー資格などとの連携や共同等の可能性を検討)

当面の改革事項

(1) 他の研究開発型の独立行政法人との統合

「研究開発法人のあり方の検討(文部科学省、内閣府)」や「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方(平成22年6月18日行政刷新担当大臣)」の動向も踏まえつつ、他の研究開発型の独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図る。

(2) 特別用途食品の試験業務

民間検査への移行促進の観点から、検査法の標準化等に取り組む。
コストに見合った手数料水準に是正

(3) 栄養情報担当者(NR)制度の見直し

省内事業仕分の結果を踏まえ、NR制度に当該研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。

※ただし、以下の点について留意が必要となるため、検討を行う。

- ① 国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保
- ② 既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さないよう配慮